

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	高野 (永源寺高野町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田は、15.9haすべて認定農事法人である農事組合法人もみじの里永源寺高野に集約された。畑地9.8haの内、5.5haを認定農業者である有限会社永源寺マルベリーが集約し耕作している。しかし、今後の集約予定はなく、農地耕作者の高齢化が進み、且つ農業後継者の減少が進んでいる。永源寺高野地区の農業の継続と活性化をいかに図っていくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、今後も農事組合法人もみじの里永源寺高野が中心となって米作りに専念していく。畑地については、有限会社永源寺マルベリーが今後も農家と連携しながら健康関連の植物の栽培の研究拡大を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンク等を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
永源寺高野地区の経営農地を集約化し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水田は、平均区画面積は2.0a。圃場整備事業は平成4年に完了。 ・畑地は、9.8ha。畑地の圃場整備事業を平成10年に完了。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は、農作業委託を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ⑦水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、永源寺高野地区の住民と連携し随時監視するとともに対策を講じていく。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用施設の刷新を進める。